

茨城県馬術連盟 旅費謝金支給規程 第5版

第1条 目的及び適用範囲

旅費謝金支給規程（以下「本規程」という）は、茨城県馬術連盟（以下「県馬連」という）が主催する各種会合、出張及び大会運営に伴う諸経費の支給の適正化を目的として制定する。

2.本規程の適用範囲は、県馬連が主催して実施する各種会合、出張及び大会運営を適用範囲とする。

第2条 出張

県馬連の代表者としてまたは県馬連の命令で会員が出張する場合は、その交通費、宿泊費及び日当を支給する。

2.交通費の計算は、出発地から目的地までの最も安い経路での公共交通機関の費用を支給する。

3.出張の交通費の支給は以下の基準とする。（○：可、△：付帯条件により実費で可、×不可）なお、実費で支給する場合は領収書等の購入を証明できるものを提出しなければならない。

手段	種別	分類		付帯条件	理事会報告
		営業距離 60 km未満	営業距離 - 60 km以上		
電車・バス	普通運賃	○	○		
	特急料金	×	○		
	指定席	×	○		
	グリーン席	×	△	委員長承認。領収書	要
		国内	海外		
航空機	クラス C	△	△	搭乗証明。領収書。	海外：要
船舶	個室	△	△	搭乗証明。領収書。	要
タクシー		片道が 1 キロを超える場合で、妥当な公共交通機関が無い場合。		領収書	

4.宿泊費は以下を 1 泊あたりの上限として実費を支給する。

		支給上限
国内	東京都	15,000
	神奈川県、大阪府、愛知県	12,000 円
	政令指定都市	10,000 円
	それ以外	8,000 円
海外	欧州、アメリカ大陸	25,000 円
	それ以外	15,000 円

5.出張期間中は、以下の通り日当を支給する。

	日当支給額
出発地からの往復が 6 時間を超える場合	1,000 円
	1,500

第3条 競技会等主催行事の謝金

連盟の主催する競技会、講習会の役員には、交通費及び謝金を本条に従いその経費を支給する。

連盟の主催する競技会、講習会の競技補助員には、謝金を本条に従いその経費を支給する。なお、競技補助員に交通費を支給する場合は、競技委員長及び総務委員長の承認した場合に限り支給する。

2.交通費の計算は、出発地から目的地までの最も安い経路での公共交通機関の費用を使用し、以下の基準（○：可、△：付帯条件により実費で可、×不可）に従い支給する。

手段	種別	分類		付帯条件
		営業距離 60 km未満	営業距離 60 km以上	
電車・バス	普通運賃	○	○	
	特急料金	×	○	
	指定席	×	○	
航空機	クラス C	×	△	搭乗証明。領収書。
タクシー		片道が 1 キロを超える場合で、妥当な公共交通機関が無い場合。		委員長承認。領収書。

3.県馬連の主催の大会に役員として従事する場合は、以下の通り支給する。ただし、拘束時間は、主催行事の拘束時間を指し、移動時間は含まない。また、公認大会とは、日本馬術連盟の承認を受けた公認競技を含む大会を指し、一般大会とは同じく公認競技を当該競技会で開催しない場合を指す。

	拘束時間	当日の宿泊	公認大会	一般大会他行事
(会員) 審判員 コースデザイナー	10 時間以上	あり	12,000 円/日	10,000 円/日
		なし	15,000 円/日	12,000 円/日
	6 時間以上 10 時間未満		12,000 円/日	10,000 円/日
	6 時間未満		10,000 円/日	8,000 円/日
(会員外) 獣医師、装蹄師 救護	6 時間以上 10 時間未満		30,000 円/日	30,000 円/日
	6 時間未満		30,000 円/日	30,000 円/日
コースデザイン料	連盟会員		1,200 円/競技	1,200 円/競技
	連盟非会員		競技会毎に設定	
各委員長	専従の場合		12,000 円/日	10,000 円/日
	専従以外の場合		5,000 円/日	3,000 円/日
各委員	専従の場合		10,000 円/日	8,000 円/日
	専従以外の場合		5,000 円/日	3,000 円/日
競技補助員	大学生*		10,000 円/日	10,000 円/日
	高校生*		7,000 円/日	6,000 円/日

	補助員の時間外 (高校生 6 時間以上) (大学生 8 時間以上)	最大 3 時間	1,250 円/時間	1,250 円/時間
--	---	---------	------------	------------

4.各委員に従事する大学生及び高校生については、競技補助員の謝金を超えない金額とする。ただし、大学院生の場合は、当該の割引をしない。

5.連盟非会員のコースデザイナーにデザイン料を支払う場合は、理事会にその旨を報告し、競技委員会の方針に従い、競技委員長及び審判委員長の協議で決定する。

6.専従以外とは、本人の所属する団体が当該の競技会に出場または所属選手の指導により業務を離れる場合を指す。同様に専従とは、大会運営業務に専ら従事することを指し、当該の大会に所属団体が参加している場合でも所属団体の業務から離れて大会運営業務に従事する者を指す。ただし、競技補助員は、専従の如何にかかわらず、前項の謝金を支給する。

7.競技場と宿泊施設の往復については原則として交通費を支給しない。ただし、やむを得ない相当の費用が発生すると競技委員長が認めた場合は、支給する場合がある。

8.前項の専従と専従以外の判断が困難な役員については、その支払金額を当該大会の県馬連の競技委員長及び総務委員長が協議して決定する。

9.競技補助員の従事は、一人当たり高校生は 1 日最大 6 時間、大学生は 1 日最大 8 時間までとし、それを超える場合は、1 時間につき 1,250 円の時給を支給し、最大 3 時間まで延長できることとする。

第 4 条 主催会議参加費

茨城県馬術連盟主催会議のうち、理事会、各委員会主催の委員会会合、委員長会議及び総務委員長が確認し、理事長の承認した会議に出席した会員に交通費及び日当を支給する。

2.前項の交通費は、会員の自宅最寄りから会場最寄りの駅または停留所間の最も安い公共交通機関の経費の往復を支給する。

3.日当は以下の通りとする。ただし、会議で飲食を提供する場合は、日当を支給しない。

会議体	日当
理事会	300 円
委員会	100 円
委員長会議	300 円
その他の会議	300 円

4.前項に記載について、関連団体より経費の助成がある場合は、当該の助成で不足する費用を上限として支給し、重複しての交通費及び日当の支給はしない。

第5条 関連団体からの補助金

いかなる出張及び行事も日本スポーツ協会及びその組成団体、日本馬術連盟及びその組成団体及び連盟が関連する団体と理事会が認定した団体から、諸経費を支給している場合は、その支給金額が本規程の支給金額を下回る場合を除き連盟からの旅費交通費の支給はしない。

2. 前項について、本連盟の支給額を上回った場合は、その差額は連盟が会員に請求しないものとし、下回った場合は、本人の請求により差額を連盟より支払う。